新潟県選挙管理委員会規程第15号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉明

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程(平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

	改 正	後		改 正	前
別表第2 (老人ホーム)			別表第2(老人ホーム)		
市区町村名	老人ホーム の名称	所 在 地	市区町村名	老人ホーム の名称	所 在 地
(略)			(略)		
津南町	(略)	(略)	津南町	(略)	(略)
	軽費老人ホーム ケ	中魚沼郡津南町大		軽費老人ホーム ケ	中魚沼郡津南町大
	アハウス リバーサイ	字芦ヶ崎乙355		アハウス リバーサイ	字芦ヶ崎乙355
	ドみさと			ドみさと	
	恵福園ほくぶ	中魚沼郡津南町大			
		字下船渡甲8119番			
		<u>地</u>			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。